様式３

審　議（会　議）結　果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等名称	神奈川県消費生活審議会		
開催日時	令和２年１月 23 日（木曜日）　10 時 00 分から 11 時 30 分		
開催場所	かながわ県民センター　消費生活課研修室		
（役職名）出席者	天野　晴子、（会長代理）石岡　克俊、土野　顕一郎、（会長）武井　共夫、富樫　由里子、錦　昭江、丸山　善弘、宮本　尚子、三好　上次、矢野　裕美		
次回開催予定日時	未定		
問合せ先	くらし安全防災局くらし安全部消費生活課　企画グループ　真壁 電話番号　045－312－1121（内線 2622） ファクシミリ番号　045－312－3506		
下欄に掲載するもの	議事録全文	議事概要とした理由	－

審議経過

第 20 期第６回神奈川県消費生活審議会
（神奈川県消費者教育推進地域協議会）

［議題等］
（１）答申「かながわ消費者施策推進指針の改定案について」
（２）報告事項
　①「令和元年度上半期　神奈川県内における消費生活相談概要」
　②「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく消費生活条例の見直しについて

［花田くらし安全防災局長あいさつ］
　くらし安全防災局長の花田でございます。よろしくお願いいたします。日頃から、消費生活審議会の皆様には、消費生活行政をはじめ、県政の推進に御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。
　さて、昨今の消費生活行政の状況ですが、県では今年度上半期における消費生活相談の概要を、先月、記者発表いたしました。今年度上半期に県内の消費生活センター等で受けた苦情相談は 37,079 件と、前年度同期と比べ約 3.0％減少しましたが、依然として多い状況です。大きな特徴としては、ハガキ等による架空請求の相談件数が 7,077 件と、前年同期と比べ減少傾向ではありますが、まだまだ予断を許さない状況あること、ここ数年減少傾向であった若者の苦情相談が増加に転じたことがあげられます。
　また、ラグビーワールドカップの開催等の影響で、チケット購入や転売に関する相談が急増したことなど、消費者行政を取り巻く状況は、依然として大変厳しい状況です。
　そのような中、委員の皆様には、「かながわ消費者施策推進指針」の改定について、約１年にわたり、積極的に御審議いただきました。
　本日はこの後、答申を武井会長からいただくこととなっております。前回の審議会においては、パブリックコメントで寄せられた意見への対応方針について、指導強化を求める意見に対し、県民の方の目線に沿った表現に修正すべきとの御意見や、コラムについて、読みやすく、わかりやすくするために、記載する内容や小見出しを工夫してはと言った御意見をいただき、改めて御礼申し上げます。

知事からも、常々、「県民目線で物事を考えるよう」言われておりますが、まさに、行政に求められる視点について、数々の貴重な御提言をいただいたと思っております。重ねて感謝申し上げます。

最後に、これからも消費者行政を推進していくために、市町村や国、消費者団体、事業者団体等との連携をより深め、県民に寄り添い、消費生活の安全・安心の確保に、これまで以上に取り組んでまいります。委員の皆様には、引き続き御支援、御協力をお願いし、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いします。

［議事］

（事務局）

答申に先立ち、事務局から、前回審議内容の改定案への反映状況について、資料１により説明。

（武井会長）

ありがとうございます。前回の審議内容について御意見いただき、その改定案への反映については、委員の皆様から会長である私に御一任いただいたところです。大分意見を取り上げていただいたと、事務局からただ今御説明いただいた内容で了解いたしました。委員の皆様、いかがでしょうか。

（　異議なし　）

（武井会長）

特に御意見がなければ、これで答申といたします。それでは、ただいまから、神奈川県消費生活審議会から諮問事項「かながわ消費者施策推進指針の改定について」に対する答申を行います。

【 武井会長から花田くらし安全防災局長へ答申書を手交】

（武井会長）

今日の答申にあたりまして、これまで議論を重ねてまいりました。パブコメも行い、今日傍聴の方にもパブコメの意見をいただいたと思います。それについても是非取り入れるべきだと、委員から積極的な意見も出て、その通りの結果になったということは御説明をいただいて分かっていただいたと思います。前回の条例改正の時もそうでしたが、事務局が説明するだけでなく、委員が自分の意見を出すという、私も色々な審議会の委員をやりましたが、非常に活発な議論ができたと思っており、誇らしく思います。委員の皆様にはありがとうございました。また、県の皆様にはこの難しい議論をまとめてくださって、感謝しています。

（花田くらし安全防災局長）

ただ今、武井会長から答申をいただきました。受領にあたり、一言お礼申し上げます。

委員の皆様には、様々な御意見をいただき、事務方も正直苦労したところもありますが、そういった様々な意見交換の中で、県民の皆さんの消費生活をよりよくするために指針というものを新たに改定できると思っております。

本日いただいた答申につきましては最大限尊重する形で、今度は県として、議会に報告いたしまして、正式に指針として固めるという手続きを進めさせていただきます。

今後も、消費者を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況になろうと思います。消費者被害を防ぐという対処療法だけではなく、いかに消費者マインドを醸成していくかという意味での教育の必要性については、強く認識をしております。消費者施策と言うと、苦情に対する対応や様々なトラブル対応というものに目線が行きがちですが、全ての県民の皆様の消費者生活をよりよくしていくための教育、マインドの醸成を消費生活課が中心となっ

て取り組んでまいりたいと考えております。引き続き皆々様におかれましては大所高所の観点から御指導いただければ幸いです。今日はどうもありがとうございました

（武井会長）
花田局長、ありがとうございました。続きまして、答申にあたり、各委員からお一人ずつ、御意見、御感想、特に御留意いただいたことなど、伺いたいと思います。では、まずは、丸山委員からお願いいたします。

（丸山委員）
議論を積み重ねる中で、こういった答申ができたということを大変感謝したいと思います。全体的な消費者施策のトレンドとしては、もう何十年も前から高齢化、国際化、情報化というものが計画をつくる際には言われてきたわけですが、新たにSDGsという、地球全体を見て、主体的に私たちがやっていかなければならない取組みが出てきていると思います。先ほど花田局長から御挨拶いただいたとおり、そもそも苦情対応だけではない、ということはとても大事であり、中身での取組みをお願いしたいと思います。
それから、いろいろな意味で高齢化、国際化、情報化の中で、被害そのものは見えにくく、尻尾を捕まえにくくなってきています。実際の被害を見ても、頭いいなと感心するような事例がたくさん出てきています。ある意味、県だけで対処するのは大変と思います。国、場合によっては海外とも連携をとりながら対応していただきたい。また、SDGsというのは賢い消費者を作るという狭い意味だけではなく、もっと広い意味で消費生活というものに関わっているもので、これをしっかりやっていくのはとても大事なことです。ぜひよろしくお願いします。

（宮本委員）
今回の改定では、特にSDGsの採択を踏まえた政策、その内容については、具体的な例示や説明が必要とコラムとしてはボリュームもありました。同時に、分かりやすさも求められるなど、纏めには相当苦労されたと理解しております。それでもなお申し上げたいことは、これからの消費者教育に求められることは、著しい社会の変化を見据えた「生きる力」と言われますとおり、生活に結びついた力の素地となるような学習の内容と、自立した消費者の育成であると考えております。今年（＝令和２年度）、小学校を皮切りに始まる新しい学習指導要領の改定もその一環であると聞いております。持続可能な社会の担い手となるためには何ができるのか、自ら考える力、例えば、思考力、判断力、表現力といったものを養いながら、消費者は行動を選択レベルで実践していくことが大事です。」といったメッセージの発信もこれまで以上に重要です。私も生活者の１人として、できることから取り組んでいきたいと思っております。

（三好委員）
この委員会に参加させていただき、非常によい議論ができたと思っております。結果として、改定指針は非常に良いものができたと感じております。審議会は形だけやっているようなところもあると思いますが、この審議会では非常に中身のある審議ができたのではないでしょうか。事務方の御努力が実を結んだのではないかと思っております。最後にいただいた推進指針の１番裏側を見ると、「消費者ホットライ」、これは御訂正いただいた方が良いと思いますのでよろしくお願いします。

（矢野委員）
まずミスプリかどうかの確認で、20ページの下に「地域」とありますが、その地域の１行目、消費者被害を未然に防止するため、町内会や地域住民の「通いの場」となっておりますが「通いの場」という言葉はあまり聞いたことがなく、これは「憩いの場」ではないでしょうか。

（林消費生活課長）
「通いの場」とした経緯につきましては、最初は「地域サロン」という表現しておりましたが、それを地域の人が通って、集まれる場という意味で、福祉部門とも相談をして「通いの場」に修正いたしました。言葉としては憩いの場はよく耳にすると思いますが、地域の住民が通って来られるさまざまの場という意味で「通いの場」とさせていただいたものです

（矢野委員）
その上で３点意見を言わせていただきます。
例えば21ページ目に、様々な消費者へのアプローチとありますけれども、先ほどの御挨拶にもありましたが、あくまで消費者を客体と見るのではなく、消費者の目線で様々な施策をするという点を常に考えながら施行していただきたいと思います。その時に行政ができるということは限りがあると思っておりますので、今後は色々とネットワークを組みながら、民間には頑張っているグループが多くありますので、その力を活用していただきたいと思います。何かをするのに委託事業という形で丸投げするのもありかと思いますが、様々な消費者活動に関わっているグループの方々を巻き込んだ上で様々な施策の実現に一部でも念頭に入れておいていただければありがたいと思います。
それからもう１点はこの審議会のメンバーを見ても、若者と言えるメンバーがいないと思います。こういった時に若者をターゲットにするのであれば、常に当事者は何を考え、何に悩み、そしてどこにポイントおけば一緒に参画したいなと思えるのかという観点から常に施策は作るべきだと思っておりますので、なかなか難しいとは思いますが、若者はこんな時間に集まれないではなく、いろいろな会議体の中で、あるいは会議体に限らず若者がいる場に出かけて行き、様々の意見を集約するといったことを、施策を実現するために努力いただければと思います
最後になりますが、難しいものをしっかりとまとめていただきました。なかなか勝手なことも言わせていただきましたが、そういった意味では本当に勉強になりました。ただ、施策は作り上げました、いろいろのところに積んでありますというだけではなく、１人でも多くの県民の皆さんに消費者施策の推進がなされていると一部でも実感できるような、そういった親近感もあり、納得いくような推進を、これは反映できませんともちろん法的にはそうなのですけども、紋切り型の言い方ではなく、血の通った推進をしていただければと思います。

（石岡会長代理）
うまくまとまったと思います。従来の消費者問題を総括的に幅広く取り上げるだけではなくて、外国人への対応や、現在の社会状況の変化からくる新しい問題に対応した、そういった問題への配慮が少しでも文書として入ったことはよかったと思います。もちろんこれが施策に反映されることが大事ですが、今まであまり念頭に置いてなかった問題を今回明確にできました。少子高齢化であったり、国際化が進み、多くの外国人が我が国に来るという状況があって、様々な分野で、今までの問題にかなり違った要素が加わってくるとは思うのですが、こういったことに県としてこのように向き合うぞということを宣言できたということはよかったのではないかなと思います。これを実際に施策として生かしていく中で、またいろいろと問題が出てきた場合には見直し、充実させていくことを考えていけばよいかと思います。

（天野委員）
前回の委員会のコラムについての御意見を反映していただきましたが、前回は最後の総点検という回でしたので、それまでに委員から何度も多くの意見があり、武井会長も仰っていましたけれども、非常に忌憚のない活発な議論のもとで作られた指針ではないかと思っております
３点考えたことがあるのですが、１つ目は、この指針は、SDGsがこれだけ一般化して認知される以前、消費者教育推進法が公布されたあたりに、神奈川県が消費者市民社会の動向

を取り込んだ先進的な取組みを基盤にしながら、この指針が成り立っていたという点です。全国的に見ても、先進的な指針になっていると思います。

それから、成年年齢の引下げを目前にして出された指針という点では、以前の審議会でも発言をさせていただきましたが、矢野委員の御指摘にもありましたとおり、若者を巻き込んで進めていただきたいと、新たに確認をいたしました。

３点目は、直接の指針の修正はないのですが、全国的には先進的には見えないという点で、消費者安全確保地域協議会の設置状況が全国的に可視化されている時に、ちょっと遅れて見えるという点についてです。今後検討しながら進めていくという御回答をいただきましたので、その辺りは審議会として常にモニタリングしながら、進めていただきたいと思います。

（士野委員）

まずこの作成を御担当いただいた方は、非常に御苦労されたのではないかと思います。感謝申し上げます。それから、我々も様々な立場からお手伝いに関わることもあるのですが、先ほど最終ページの話も出ましたけれども、大体において、過去の経験からは、見れば見るほど何か出てくる。是非とも印刷原稿を出す前に、もう一度確認をお願いしたいと思います。

今回、現状と課題で取り上げられている柱の中で、民法の改正やSDGsやグローバル化などについて、本格的な変化が起きてくるのは、社会の変化が本格的に始まるのはこれからだと思っています。この指針の期間は2024年度までとなっていますけれども、24年度あたりには想定していたものと全然違う社会が出来上がっている可能性もあって、具体の施策をするにあたっては、その場その場で臨機応変に動いていただきたいというのが私の願いでございます。

（富樫委員）

今回この第20期消費生活審議会に初めて参加させていただいて、本当に色々の立場の方々が多方面から意見をおっしゃっていることが、とても勉強になりました、ありがとうございました。学校現場にいる者として、まさしく先ほどから皆様がおっしゃっている、若者がいる場に身を置く者として、今回の指針の改定に関わらせていただいたということは、大変意義あることと思っております。私の現場は高校ですけれども、すぐ社会に直結する、すぐ成人になる者を預かっており、自立した、成熟した市民になるための基礎力を養う場が高校であると思っております。ですから「消費者教育」とあるのですけれども、教育は誰かから与えられ、口を開けて待っているものではなくて、目の前にいる高校生が「我が事」として、消費者として行動ができるような教育をやっていかなければならないと思います。また、そういう消費者としての生徒を育てていく、教育をしてゆく教員こそ、指針の中にも教材の作成提供などという言葉があるのですけれども、作成して提供してもらった教材を待っているような受け身の教員ではいけない。そういうところを学校現場として、消費者である１人の教員が、消費者である生徒を育てていく、全てのことが我が事として考えられるような現場をつくっていかなければならないなと本当に強く感じました。

（錦委員）

私も今回のこの指針を見て、とてもわかりやすくなったと感じています。コラムなども入って、あまり消費者施策について興味のない方にとっても手にとってみようかな、理解してみようかなと感じるような改善がされてよかったなと思っております。

私立の学校から選出されて委員を務めておりますが、次は現実にどう生かしていくのか、この指針を私たち限られた人達のみが知っているのではなく、より多くの人に知ってもらいたい、実行してもらいたいと思います。特に私の立場から言えば、まず消費者教育の１番の担い手である学校の教員、社会科や家庭科や道徳やホームルームを担当する教員が、この指針をよく理解してそれぞれの授業を行うことが、次の目標と思っております。これまで消費者教育と言えば、被害に遭わないことが主眼になっていたのですが、今度はSDGｓと結びつ

いてまとめられたことで、特に「つくる責任つかう責任」のように、自分たちの行動が社会を変えていくのだというコンセプトで教員が指導していけるようになるとよいと思っております。

私は（一般財団法人神奈川県私立中学高等学校協会において）研修の担当しておりまして、2月に消費生活課の方々の御助力を得て、私立学校の中学や高校の教員を対象に研修会を企画しているところです。教育現場はとても多忙であり、それぞれ社会科、家庭科の中で教えることも多くあり、現実の問題としてはこの消費者教育というのはその中のほんの一部でしかないと思われています。今回このような素晴らしい指針ができ、これが出発点で５年間の指針になります。だからこそ、そこのところを少しでも改善して、これはとても大事なことだと、５年後に、この指針が少しでもそれぞれの生徒たちが理解し、そして社会の担い手となる人材になるように、これから努力していきたいと思います。

（武井会長）

委員の皆様におかれては、多大な御尽力、御協力をいただきありがとうございました。会長として、改めて御礼申し上げます。

指針改定にあたっての、今後のスケジュールについて、事務局からお願いします。

（武藤企画グループリーダー）

皆様には、本当にありがとうございました。今後につきましては、ただ今いただいた御答申を踏まえ、令和２年第１回県議会防災警察常任委員会に、指針の改定について報告する予定です。

大変恐縮ですが、報告事項に入ります前に、所用により、花田局長はここで退出させていただきます。

【　局長退出　】

（武井会長）

続きまして、本日の報告事項は、「令和元年度上半期　神奈川県内における消費生活相談概要」及び「神奈川県消費生活条例の見直し結果について」の２件です。

では、事務局から御説明をお願いします。

（大山相談第２グループリーダー）

「令和元年度上半期神奈川県内における消費生活相談概要」説明　　＜資料２＞

（武藤企画グループリーダー）

「神奈川県消費生活条例の見直し結果について」説明　　＜資料３＞

（武井会長）

ありがとうございます。ただ今、事務局より、報告事項２件について丁寧な御説明がありました。それでは、２件まとめて、皆さんの御意見・御質問等伺いたいと思います。いかがでしょうか。

（石岡会長代理）

データの読み方ですが、見直し結果の運用実績に関して、消費生活条例第３条の２で新たに「消費生活相談」という概念ができたことに伴い１万6,000件になったということと、その内数としての消費生活条例第22条の実績もあるのですけれども、これが12月に報告されたデータのどこと対応しますか。消費生活相談件数は毎年報告されていますが、これは先程の報告によると、総数ではもっと多いわけですよね。これと消費生活条例の見直しで提示されている運用実績とのどこの実績を見て議論しているのかということです。

（林消費生活課長）
　資料２と資料３では時点が少し違っています。資料２で御説明したものは、令和元年度の９月までの半期分の報告で、資料３の運用実績というのは平成 30 年度、令和に入る前の年度の１年間の実績です。

（村田消費生活相談総括）
　１万 6070 件は平成 30 年度の実績で、今、委員のお手元にあるのは令和元年の上半期のデータです。資料３と合致する部分としましては、先ほどの資料２の「データ集」の２ページを見ていただきますと、１番下に県と書いてあります。県内の市町村の消費生活センターの消費者相談総件数の中で、そこが、神奈川県が直接受けた相談件数ということになります。苦情問い合わせを含めた計の(A)の部分が、令和元年度の上半期で言えば 7,956 件、これの平成 30 年度版が１万 6,070 件になるというところです。これは県で受けた相談件数としてお示しさせていただいております。資料３の消費生活条例第 22 条の部分は、PIO-NET の中でしかわからない件数になっております。先ほど PIO-NET で相談を受けた結果、処理が不能、例えば、相手と連絡が取れない「処理不要」、「他機関紹介」を除いた、「助言」や「あっせん解決」、「あっせん不調」等の件数が１万 4062 件というふうになっております。ですからこの１万 4062 件については、公表している資料の中では見えない状況となっています。

（武井会長）
　わかりました。県全体と県のみの違い、ということですね。では、他に何か。

（士野委員）
　運用実績の中で、平成 29 年度から 30 年度のあっせん件数だけで、４割ぐらい増えていますよね。報告の１番最後の「結論」のところに、「運用の改善は必要ない」と書いてあるのですけれども、スタッフのマンパワー的には足りているのかと、あっせん件数が４割変わるとだいぶ業務量が変わると思いますが、そのあたりがどうなっているのか。ちょっと心配になったので御質問させていただきました。

（林消費生活課長）
　架空請求ハガキの急増によりまして、相談件数は非常に増えました。その関係で運用実績も４割増えていることは事実でございます。厳しい状況の中で相談を受けているのは確かですけれども、平成 29 年度に相談員を増員したこともございまして、なんとか出来る限りの対応をしているところでございます。

（士野委員）
　おそらく県庁の中でも「働き方改革」が言われていると思います。相談を受けられる人材を準備しないと、県民の皆さんが相談をしたくても受けられないという状況になっていくと思いますので、御配慮いただければと思います。

（矢野委員）
　現状ではこのデータを見る限り、消費者被害という切り口であれば、20 歳の成年のところと、20 歳未満では大分違うと思います。しかし、２年後の成年年齢の引下げに関し、18 歳、19 歳の若者が消費者被害の観点から詐欺集団から狙われているというのは、一部憶測を踏まえているかもしれませんが、未成年取り消し対象から外れて契約の取り消しができなくなることを、今、高校生をしっかりとターゲットに置いて、学校内での教育だけではなく、いろいろの力を借りて、学校のところでも高校生を相手に、こういった契約の持つ意味であったり、消費者被害の現実も踏まえて、しっかりとやっていくことを考えていただきたい。このデータはそれを如実に物語っています。少し先見の明をもって県もいろいろやってらっしゃるし、いろいろのことを考えてらっしゃると思いますけれども、是非そ

こに力を入れて欲しいと思います。

（林消費生活課長）
今、矢野委員が御発言いただきましたのは、資料２の記者発表資料のデータ集の 20 ページの、契約当事者が 30 歳未満の苦情相談の部分を御覧いただいてと思います。確かに 20 歳になった途端の相談件数が増えることが見て取れることから、成年になった途端に被害に遭うということを捉えて、2022 年からは 18 歳で消費者被害の増加が起こってくる可能性があり、今のうちから施策を進めるようにというお言葉だと思います。実際に、今年も中学校・高校向けの教育教材の大改訂を行ったり、来年度に向けても改訂の作業を進めているところです。こういった御意見をしっかりと実行していけるように、また先ほど富樫委員、錦委員からも御発言がありましたけれども、教員の方にも我が事としてこれをしっかり伝えていく、また自分で考えられる 18 歳になっていけるようにとのお言葉もいただいておりますので、その方向で進めていきたいと思います。

（武井会長）
資料２のデータ集の９ページ、販売購入形態別状況という表が載っていまして、注目したいのが訪問販売ですが、訪問販売については昨年度の上期と今年度の上期を比べると、若干訪問販売の被害、比率も増えています。県では「悪質な訪問販売撲滅！かながわ宣言」をしていて、どういう成果があるのかと思って見ましたらこれで、「あれっ」と思いました。その辺りについて、県ではどのように考えていますか。まだ上半期の結果なのでわからないところもあると思いますが、我々審議会も、条例改正について議論し、答申して、違う結論になりましたので、そこは注目したいと思います。現時点の評価についてお願いいたします。

（林消費生活課長）
データ集９ページの訪問販売件数相談件数について、実際に増えています。前回（平成 30 年度）条例の改正にあたっての答申をいただいた際、規制強化という方向性をいただいたにも関わらず、その後、県の中で判断をした際、それを盛り込まなかったという事実はございますが、盛り込まなかったという事実だけではなく、訪問販売を実際に行っている事業者の中で自主的な規制、悪質な訪問販売をしないという取組みを進める事業者と一緒に「神奈川県内では悪質な訪問販売をしにくい機運を醸成していこう。」と宣言をさせていただき、取組みを進めているところでございます。それで十分ではないということは、やはりデータからも見て取れるということだと思います。宣言がいけないとは思っておりません。県としては、それはそれで事業者の方と取組みを進めつつ、訪問販売は特商法の対象であることから指導の権限もございます。そういったところをしっかりと取り組むとともに、高齢者の被害が多いということからも高齢者を見守る仕組みを、先ほどネットワークの方の仕組みが進んでいないのではないのかという御意見もありましたけれども、幅広い取組みで被害をなくしていこうと考えているところでございます。

（武井会長）
まだ半年なので、今後も見ていかないといけないと思いますけれども、是非３年くらい追っていただいて、成果が出ているか、県でも検証を行っていただきたいと思います。

（丸山委員）
会長からの御質問を、そうだなと思いながら聞いていました。資料２データ集の９ページのところの「訪問販売」と、外で説明する際には 14、15 ページが伝わりやすいので使わせていただいているのですが、ここの「家庭訪販」の１番が工事・建築、２番が新聞、３番が修理サービスって書いてありますよね。その関係で、１番の工事・建築が圧倒的に多いと思いつつ、宣言を一緒にやった団体に工事・建築の業界はいたのか、新聞の団体は一緒に宣言しているわけですけれども、実際に出てくる被害の状況との関係でどんな風にされているのでしょうか。

（林消費生活課長）
　新聞の団体は御協力いただいております。工事・建築に関しても、まちづくり協議会という団体と一緒に研修やイベントをさせていただき、悪質な訪問販売撲滅という話をさせていただいております。委員の御心配のとおり、そこに入っている事業者だけではない、様々な事業者による営業が行われています。宣言の事業者で全てを網羅していると考えているわけではございませんが、各事業者の団体とこれはこれとして、しっかり進めていきたいと考えております。

（丸山委員）
　県が頑張っていただいているのは承知していますが、その宣言団体が何で固定されたままなのか、理解できません。

（林消費生活課長）
　固定していくと決めているわけではありません。最初に宣言を始めた時から続けている団体とやらせていただいております。今後、一切広げませんと申し上げているつもりではございません。

（丸山委員）
　宣言の事業者を広げるという意思があるのか、どうかです。私が言いたいのは、訪問販売の関係で「工事・建築」分野が昔からほとんど無かったというのであればわかるのですが、前から消費生活相談件数の上位であったと思います。ですから、宣言する団体をいくつか選んで、県が宣言を始めたその時には入れていなかったことについて、工事・建築の団体は圧倒的に多いから、適宜、前向きに、そういう団体を入れて宣言に取り組まないと片手落ちになっているのではないですか。ぜひ入れてくださいとお願いしています。

（高瀬消費生活担当部長）
　一部、補足させていただきます。着任前でしたが、前回の経緯については、私も聞いております。行政としては、立法で施策を実現する手法もあれば、事業で施策を実現する手法もあります。いずれかの選択肢を取るのかという中で、事業で取組むということで宣言の形になったということだと思います。その中で、スタートする段階ではこのような構成団体になったわけですが、まずはその団体の中での自主的な取組みと県の取組みをリンクさせていこうと、今、動いているところでございます。
　年頭の県広報誌「県のたより」においても、「悪質な訪問販売撲滅！かながわ宣言」のことについては、紙面１ページを割いて啓発をしたところです。一般県民に向けたたよりであるとともに、県民には個人県民もいれば法人県民もおりまして、普及啓発の面でも、そういった広報活動を行っているところでございます。課長の説明のとおり、宣言について、これで良いと思っているわけではなく、会長からお話がありましたとおり、いずれかの段階では中間的な検証作業をするなりして、事業で取組んだことの効果を検証して、さらにどのような改善が必要なのか、あるいはその取組みでいいのかという点については１回チェックし、その中で今後の姿を見ていきたいと思っております。

（武井会長）
　もう少し時間がありますが、どなたかいかがですか。

（天野委員）
　先ほどの「若者に向けて」ですけれども、全体的な教材の作成も大事だと思うのですが、リアルタイムに、例えば、USB の詐欺とか投資商法が流行り始めているとき、学校に、今月、今週、これが流行っているということを即座に随時現場に情報提供していくことを考えていただくとよいのではないでしょうか。

（武井会長）
　積極的な御提案ですが、いかがでしょうか。

（林消費生活課長）
　学校現場に限定してはいないのですが、毎月リアルタイムに、今、気を付けていいただきたい被害、広がっている手口等について「注意警戒情報」というものを作っておりまして、それを紙で自治会等に配るだけでなく、SNS を使って発信をしております。

（天野委員）
　そういう一般的なものはなかなか見ないので、学校なら学校にターゲットを絞って、そこに必要な情報をタイムリーに送っていただくと良いのではないかという提案です。

（林消費生活課長）
　一般的なことはやっているけれども、特に成年年齢引下げもあり、学校にそういった情報をタイムリーに届ける仕組みができないかという御提案だと思います。今すぐにはお答えできないですけれども、御提言を踏まえて、できることがないか検討してまいりたいと思います。

（武井会長）
　御検討よろしくお願いします。それではこの二つの項目についてはこれでいいですね。私からも一言。指針の改定に QR コード入っているの、いいですね。試しにやってみると、今の指針が出てくるのですね。これは正式に決まれば、新しいのになるというのが楽しみです。それでは審議はここまでとして、ここで、高瀬部長、一言お願いできますか。

（高瀬消費生活担当部長）
　本日も貴重な御意見、御提案をいただきありがとうございます。まずこの段階に至りまして、基本的な原稿のミスがあったことを、事務方を代表してお詫びさせていただきたいと思います。最後の最後の詰めの段階で、こういうことが起こらないように、事務局内で改めてチェックをさせていただきたいと思います。
　先ほど局長からのあいさつにもありましたけれども、指針の改定に向けてはこの１年間、積極的に御議論いただきまして、県民目線の改定案としておまとめいただきましたことを、私から改めて感謝申し上げます。知事には県民目線で改定案を作っていただけたと、コラムもいれて県民の方に手を取っていただく工夫もしているといったことを、案の概要の報告をしているところでございます。今後いただいた答申に沿って、高齢者の被害未然防止、成年年齢引下げの対応など、様々な課題に対してしっかりと取り組みを進めていきたいと考えているところでございますが、その取組みにあたりましては、本日御意見いただきました、例えば若者を巻き込んだ取り組みが必要ではないかということですとか、今後の時代の変化にしっかりと対応するべきではないか、あるいは先進的ではない部分、本県として遅れている部分についてもしっかりと対応をしていくべきではないかと、そういった様々な御提案に留意しながら、進めてまいりたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

（武井会長）
　高瀬部長、ありがとうございました。それでは本日の審議はここまでといたします。あと１回は今期開催されるということで良かったでしょうか。事務局から、お願いします。

（武藤企画グループリーダー）
　最後に、次回審議会の日程ですが、第７回審議会は、令和２年５月下旬頃の開催を予定しております。詳細については改めて御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

（武井会長）

ありがとうございます。おそらく次回の開催が今期の最後の回となります。なんとか、全員に近い形で御出席いただければと思います。これで本日の審議会を終了といたします。皆様、お疲れさまでした。 （以上）	
資料	資料１　第 20 期第５回消費生活審議会委員の意見について 資料２　令和元年度上半期　神奈川県内における消費生活相談概要 資料３　神奈川県消費生活条例の見直し結果について